

検査内容の詳解

この検査内容の詳細は、千葉県職員等に係る、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診及び子宮頸がん検診及び乳がん検診の各業務の委託について適用する。

特記事項	厚労省指針*の関連箇所
<p>1. 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者 令和8年6月1日現在35歳以上の希望者</p> <p>(2) 実施回数 年に1回実施する。ただし前年度までの検診において、経過観察となり継続中の者及び治療中の者を除く。</p> <p>(3) 検診方法</p> <p>(ア) 胃部エックス線検査は、デジタル撮影方式によるものとする。</p> <p>(イ) 撮影数は最低8画像とする。</p> <p>(ウ) 使用する造影剤は、180～220W/V%の高濃度バリウム120～150mlとする。</p> <p>(エ) 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了した者であること。また、受託者は本業務に従事する撮影技師について委託者に報告すること。</p> <p>(4) 胃部エックス線写真の読影 読影は、十分な経験を有する2名以上の医師（うち1名は日本消化器がん検診学会の認定医であること）により行うものとする。 また、本業務において読影に従事する医師について委託者に報告すること。</p> <p>(5) 記録の保存 画像（または写真）、問診記録及び検診結果は、少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(6) 精密検査 集団検診において「要精密検査」と判定された者には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に通知すること。</p>	<p>第3 がん検診 1 総則（3）対象者</p> <p>〃 （4）実施回数</p> <p>2 胃がん検診 （1）検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>（5）検診実施機関</p> <p>1 総則 （5）受診指導</p> <p>2 胃がん検診 （2）結果の通知</p>

<p>2. 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者 令和8年6月1日現在35歳以上の希望者</p> <p>(2) 実施回数 年に1回実施する。ただし前年度までの検診において、経過観察となり継続中の者及び治療中の者を除く。</p> <p>(3) 検診方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 検査は、免疫便潜血検査2日法とする。 (イ) 採便用具の取扱いに関する説明は、用具に紙面で添付すること。 なお、用具は、委託者の指示する期間において、全ての検診対象者に一斉に配布して差し支えない。 (ウ) 受託者は、検体の回収スケジュールをあらかじめ示し、受診者の検体採取及び提出が円滑になされるよう配慮しなければならない。 (エ) 検体の回収から測定までの間は、冷蔵保存する。 <p>(4) 検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 検体の測定は受託者が自ら行うものとする。 (イ) 検体受領後、原則として24時間以内に測定する。 <p>(5) 記録の保存 検診結果は少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(6) 精密検査 集団検診において「要精密検査」と判定された者には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に通知すること。</p> <p>3. 肺がん検診</p> <p>(1) 対象者 令和8年6月1日現在50歳以上の希望者で、喫煙指数600以上又は6月以内に血痰のあった者とする。ただし、肉親に肺がん罹患者がいる、同居家族に喫煙者がいる等、相当の理由があると委託者が認めた場合も対象者とする。</p> <p>(2) 実施回数 年に1回実施する。ただし前年度までの検診において、経過観察となり継続中の者及び治療中の者を除く。</p>	<p>1 総則 (3) 対象者</p> <p>〃 (4) 実施回数</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>(6) 検診実施機関</p> <p>1 総則</p> <p>(5) 受診指導</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(7) その他</p> <p>1 総則 (3) 対象者</p> <p>〃 (4) 実施回数</p>
---	---

<p>(3) 検診方法 検診項目は、喀痰細胞診とする。</p> <p>(4) 喀痰細胞診の実施</p> <p>(ア) 採取した喀痰は、2枚のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。</p> <p>(イ) 検体の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士が行うものとする。</p> <p>(ウ) 当該検査を受託者以外の専門的検査機関が行う場合は、当該機関の人員や設備等の状況及び本業務に従事する細胞診専門医等について委託者に報告すること。 また、検査機関について、衛生検査所の登録に係る所管都道府県知事の文書の写しを提出すること。</p>	<p>4 肺がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>(5) 検診実施機関</p>
<p>(5) 記録の保存 喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は少なくとも5年間保存すること。</p> <p>(6) 精密検査 集団検診において「要精密検査」と判定された者には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に通知すること。</p>	<p>1 総則</p> <p>(5) 受診指導</p> <p>4 肺がん検診</p> <p>(2) 結果の通知</p>
<p>4. 子宮頸がん検診</p> <p>(1) 対象者 検診を希望する女性職員</p> <p>(2) 実施回数 年に1回実施する。ただし前年度までの検診において、経過観察となり継続中の者及び治療中の者を除く。</p> <p>(3) 検診方法 子宮頸部の細胞診を実施する。</p> <p>(4) 細胞診の実施</p> <p>(ア) 検体の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士が行うものとする。</p> <p>(イ) 細胞診は、直視下に子宮頸管及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理した後、パパ</p>	<p>第3 1 総則 (3)対象者</p> <p>〃 (4)実施回数</p> <p>3 子宮頸がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p>

<p>ニコロウ染色を行い観察する。</p> <p>(ウ) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について再スクリーニングを行う。</p> <p>(エ) 検体が適正でないと判断される場合には、再検査を行う。</p> <p>(オ) 細胞診結果は、Bethesda systemによる分類を用いる。</p> <p>(カ) 当該検査を受託者以外の専門的検査機関が行う場合は、当該機関の人員や設備等の状況を十分に把握し、委託者に報告すること。</p>	
<p>(5) 記録の保存</p> <p>細胞診に係る検体、問診記録及び検診結果は少なくとも5年間保存すること。</p>	<p>(5) 検診実施機関</p>
<p>(6) 精密検査</p> <p>集団検診において「要精密検査」と判定された者には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に通知すること。</p>	<p>1 総則 (5) 受診指導 3 子宮頸がん検診 (2) 結果の通知</p>
<p>5. 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>検診を希望する女性職員</p> <p>(2) 実施回数</p> <p>年に1回実施する。ただし前年度までの検診において、経過観察となり継続中の者及び治療中の者を除く。</p>	<p>1 総則 (3) 対象者 // (4) 実施回数</p>
<p>(3) 検診方法</p> <p>(ア) 令和8年6月1日現在の年齢が40歳以下、42歳、44歳、46歳及び48歳の者については、超音波検査を実施する。</p> <p>(イ) 令和8年6月1日現在の年齢が41歳、43歳、45歳、47歳及び49歳の者については、マンモグラフィ検査（2方向）を実施する。</p> <p>(ウ) 令和8年6月1日現在の年齢が、50歳以上の者については、マンモグラフィ検査（1方向）を実施する。</p> <p>(エ) 視触診については実施しないこととして差し支えない。</p>	<p>// 5 乳がん検診 (1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p>
<p>(4) 乳房エックス線写真の読影</p> <p>読影は十分な経験を有する2名以上の医師（うち1名は</p>	

マンモグラフィ精度管理中央委員会が開催する講習会またはこれに準ずる講習会を修了し、その評価試験の結果がA又はBである者であること。) が行う。

(5) マンモグラフィ検査

- (ア) 乳房エックス線写真の読影を行う医師のうち、指針がいう「十分な経験を有する医師」とは、マンモグラフィ精度管理中央委員会認定医師のことをいう。
- (イ) 撮影は、マンモグラフィ精度管理中央委員会が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が行うものとする。
- (ウ) 使用する装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていることを要する。

(6) 記録の保存

- (ア) 問診記録及び検診結果は少なくとも5年間保存すること。
- (イ) マンモグラフィ写真又は超音波像写真は少なくとも5年間保存すること。

(7) 精密検査

集団検診において「要精密検査」と判定された者には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に通知すること。

5 乳がん検診

(5) 検診実施機関

1 総則

(5) 受診指導

5 乳がん検診

(2) 結果の通知

*厚労省指針：平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」において示された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成25年3月28日一部改正、平成26年6月25日一部改正、平成28年2月4日一部改正、令和3年10月1日一部改正、令和5年6月23日一部改正、令和6年2月14日一部改正、令和7年7月1日一部改正)のことをいう。